

高圧ガス製造施設等変更届<第2種製造者>（冷凍）

根拠法令

法第14条第4項 冷凍則第18条

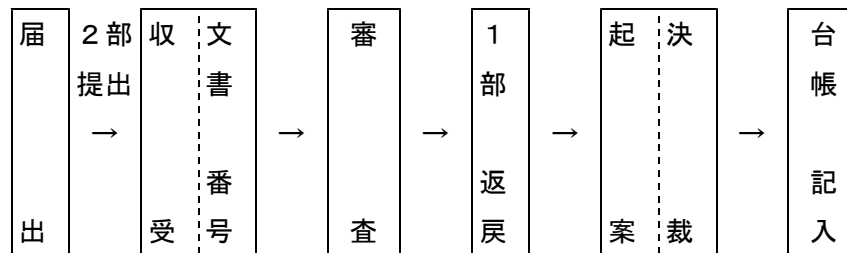
適用

第2種製造者であって、1日の冷凍能力が

- ・冷媒ガスがフルオロカーボン（不活性のものに限る）の場合
20トン以上50トン未満
- ・冷媒ガスがフルオロカーボン（不活性のものを除く）及びアンモニアの場合
5トン以上50トン未満
- ・冷媒ガスが上記以外の場合
3トン以上20トン未満

の範囲内で、製造施設の変更の工事、製造方法の変更等を行う者。

手順



必要書類

- 1 高圧ガス製造施設等変更届書（冷凍則様式第6）
- 2 変更明細書（記載すべき事項）
 - 〈留意事項〉
 - (1)～(4)について変更のあった部分の変更理由、変更内容を記載する。
 - (1) 製造の目的
 - (2) 製造設備の種類
 - (3) 一日の冷凍能力
 - (4) 法第12条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項
 - （添付すべき書面又は図面）
 - ① 事業所全体平面図
 - ② 製造工程の概要を説明した書面及び図面
 - ③ フローシート又は配管図
 - ④ 高圧ガス製造施設配置図
 - ⑤ 機器等一覧表

⑥ 冷凍能力の計算書

⑦ 冷媒設備の気密性能試験成績書及び耐圧性能試験成績書（配管を除く。）に対応する事項（指定設備にあつては指定設備認定証、冷凍則第64条第2号に規定する協会が行う試験に合格したものにあつては当該試験に合格した旨の証明書）の写し

※ 上記のうち届出時に添付した書類の変更のあつた部分について記載したもので足りる。

※ 変更後と変更前を明確に対比できる書類、上記(4)の①から⑦のうち、変更部分に係る内容を確認できる書類で足りるものとする。

審査

1 製造のための施設の位置、構造及び設備が規則（冷凍則第6条）で定める技術上の基準に適合するものであるか審査。

2 製造の方法が規則（冷凍則第6条）で定める技術上の基準に適合するものであるか審査。

※ 変更部分について審査する。

届出書返戻

届出者へ、届出書に受理印を押印の上、1部返戻する。

台帳記入

決裁後、台帳に記入